

岩手県監査委員告示第43号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成26年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3 監査委員告示

平成27年3月6日付け岩手県監査委員告示第23号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査に伴う措置完了について 平成29年10月31日

5 指摘事項及び措置内容

(1) 指摘事項

ア 「中間評価（外部評価）について」（岩手県環境保健研究センター）

平成23年度から実施している研究課題「イヌワシ個体群の生態的特性および遺伝的構造に関する研究」（研究予定期間：平成23～27年度）は、研究期間が4年以上の課題であり、平成24年度終了時点で研究開始より2年経過しているため、平成25年度中の外部評価で中間評価を受ける必要があったが、実施されていなかった。

イ 「毒物の数量管理について」（岩手県環境保健研究センター）

「手順書」に規定されているとおりの毒物の重量管理が行われていないこと、すなわち、使用量が適正に薬品管理支援システムに入力されていないことから、現物は明らかに使用され、内容量が減少しているものの、当該システム上は使用履歴が記録されておらず、使用状況を把握することができないことから、盗難及び紛失のリスクを適切に管理できていない。

(2) 措置内容

ア 「中間評価（外部評価）について」（岩手県環境保健研究センター）

平成26年度に外部評価委員会において中間評価を実施した。

再発防止のため、岩手県環境保健研究センター研究課題評価実施要領の評価年を記載した研究進行フローを作成し、企画部門及び研究部門双方で確認している。

イ 「毒物の数量管理について」（岩手県環境保健研究センター）

指摘の事項は、使用の際に重量を薬品管理支援システムに入力するのを失念したものや、毒物を使用量で管理するか残量で管理するかの統一が図られていなかったことにより生じた不一致であり、岩手県環境保健研究センター薬品類管理手順書及び同実施細則を一部改正し、重量管理は残量で行うことを明示するとともにデータ登録に係る具体的手順等を定め、職員に対して研修を行い、職員が誤った薬品管理を行わないよう措置した。